

仙台市PTA協議会

(全員加入) **傷 害 補 償 制 度**
(任意加入) **杜の都こども総合保険**
のご案内



<http://www.pta-sendai.gr.jp/>

Q 検索



仙台市PTA協議会

は じ め に

仙台市 PTA 協議会の事業運営に関しましては、会員皆様より、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、仙台市 PTA 協議会では団体一括加入の「**傷害補償制度**」と、任意加入の「**杜の都こども総合保険**」をご用意しております。

「**傷害補償制度**」は PTA が主催する各種活動中において、管理者の過失責任に起因する事故により被害者から損害賠償請求を求められた場合に備えたものと、あわせて児童・生徒の学校管理下外および PTA 会員の PTA 活動従事中に、不幸にして発生した傷害・後遺障害・死亡等を補償する制度です。

「**杜の都こども総合保険**」は、団体一括加入の「**傷害補償制度**」ではカバーしきれなかった部分を補いながら、さらに補償を充実させた内容となっております。不幸にして発生した傷害・後遺障害・死亡等を 24 時間補償するとともに、お支払いする保険金額を「**傷害補償制度**」より高く設定しております。また近年、小・中学生が自転車で通行人にぶつかって重傷を負わせ、高額な賠償金を支払うような裁判例（賠償額 9,521 万円：神戸地裁 H25.7.4 判決）も起きております。仙台市では 2019 年 4 月より【自転車条例】が施行され、個人賠償責任保険の加入が義務化されました。本制度は自転車条例に対応しております。

今までのケガ等の状況をみますと、児童・生徒については、遊び・運動中のケガで、骨折・創傷、捻挫が多くなっています。特に児童・生徒の自転車搭乗中のケガは多く発生しているのが現状です。また、PTA 会員については、PTA 主催の各種スポーツ大会への参加で、捻挫や骨折、アキレス腱断裂等の重傷を負われたり、PTA 各種委員会の会合や諸会議への出席のための往復途中に発生したケガ等々多岐にわたっております。

このような実績から、起こり得る不測の事故に備えることは、PTA として欠かせない務めでもあります。事故の不安を少しでも解消し、子どもたちの健全育成活動を推進すべく両制度を導入しております。

PTA 会員の皆様には、この制度の趣旨を十分理解していただきますようお願い申し上げます。

目 次

傷害補償制度のご案内

○補償の概要	P.2
○補償の内容	P.3
○保険金請求手続き	P.10
○後遺障害の支払区分表	P.12
○事故発生通知書	P.16

杜の都こども総合保険のご案内

○配布パンフレット	P.20
-----------------	------

傷害補償制度のご案内

補償の概要

・保険期間：4月1日から1年間

保険金が支払われる主な場合

① 児童・生徒の補償

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ担保)

学校管理下外(家庭内等)で起きたケガに対して補償致します。

＜例＞○自宅における傷害事故

○土日祝日のスポーツ活動における傷害事故

○自転車、自動車、電車等による交通事故

② PTA会員の補償

PTA団体傷害保険

PTA会員がPTA行事中に参加している際に起きたケガに対して補償します。

＜例＞○PTA主催のサッカー大会にてアキレス腱を負傷。

○PTA主催の清掃ボランティア活動中に転倒してケガ

③ PTAの賠償事故の補償

PTA賠償責任保険

PTA行事中を主催するPTA側のミスで起き、PTAが法律上の賠償責任を負う場合の賠償責任を補償します。

＜例＞○PTAが開催した講演会で、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人がでた。

○PTA主催の野球大会で、案内板の設置ミスにより、案内板が突然倒れてきたため見物人がケガをした。

○PTA主催のバーベキュー大会用にPTAが借りていた調理用具をPTA会員が誤って川に流し、紛失してしまった。

補償の内容

補償額一覧表

(注意):通院は90日限度、入通院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件			補償項目	保険金額 (補償限度額)	補償内容ならびに特記事項
I	児童・生徒	学校 管理下外	死 亡 後遺障害	65万円	後遺障害については、障害の程度により 保険金額の4%～100%をお支払いします。
			入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間 以上の場合に1日目から補償(180日限度)
			手 術	4,500円 } 9,000円	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額を お支払いします。
			通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日間 以上の場合に1日目から補償(90日限度)
II	PTA会員 (児童・生徒) (注)	PTA行事 参加中 *プール開放 事業中を含む	死 亡 後遺障害	300万円 (365万円)	後遺障害については、障害の程度により 保険金額の4%～100%をお支払いします。
			入院日額	3,000円 (3,900円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目 から補償(180日限度)
			手 術	1.5～3万円 (1.95～3.9万円)	入院中の手術は入院日額の10倍 外来の手術は入院日額の5倍の金額を お支払いします。
			通院日額	2,000円 (2,600円)	事故発生から180日以内で治療期間1日目 から補償(90日限度)
III	PTA会員	PTA行事 参加中	賠償	対人	PTA活動において第三者への賠償責任を 負った場合に各種費用をお支払いいたし ます。 ・自己負担として対人・対物について1,000円・ 借用物について5,000円を適用します。 ・自動車の所有、使用または管理に起因する 賠償責任はお支払いできません。
				対物	
				借用物	

※上記Ⅱ、Ⅲ「PTA会員」とは、児童・生徒および両親の他に、同居の親族の方、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含まれます。

※上記Ⅱ、PTA会員欄のカッコ内の保険金額は、PTA活動中の児童・生徒に関わる治療期間が8日以上の場合の保険金額です(治療期間が8日以上の場合には、I学校管理下外補償と合算した金額となるためです)。治療期間が7日以内の場合には、児童・生徒についてもⅡPTA会員と同額の補償となります。

※プール開放中に関して、児童・生徒およびPTA会員の傷害補償制度は、上記Ⅱ、Ⅲ「PTA行事参加中」となります。

1 お支払する傷害

<例>

12/1 ――― 12/4 ――― 12/8
 受傷日 様子をみていた (4日間) (初診) (4日間) (完治と診断) 該 当

例えば ① 自宅における傷害事故
② 野球や水泳等のスポーツ活動中における傷害事故
③ 自転車、自動車、電車等による交通事故

※学校の管理下とは下記の定義です。本項目にて補償となるのは下記以外の学校管理下外でのケガとなります。

①	学校(※1)の授業(※2)中
②	在校(※3)中。ただし、学校施設(※4)内にいることについて、校長が一般的に承認している場合に限りま。
③	教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事(※5)への参加中

(※5) 学校(※1)の教職員が引率するものに限ります。

2 お支払い額

(1) 死亡保険金・後遺傷害保険金……65万円

※ただし、事故日から180日以内の死亡

※事故日から180日以内に後遺傷害が生じた時には、その程度に応じてP.12～P.15の後遺傷害等級表に応じて所定の金額をお支払いいたします。

(2) 傷害治療保険金

〔入院治療を受けられた時〕

① 入院治療1日につき……900円

※事故日から180日が限度

※入院日数に上記金額を乗じた金額をお支払いいたします。

② 手術を受けられた時……手術の種類に応じて4,500円～90,000円

(入院治療日額900円の5倍～10倍)

①・②ともに、事故発生日から起算して7日が満了する日以降(つまり8日以上 of 傷害)に対して保険金をお支払いいたします(8日未満の傷害にはお支払いいたしません)。

〔通院治療を受けられた時〕

① 通院1日につき……600円

※事故日から180日以内の治療につき90日が限度

※入病院や医院等に行って、医師の治療を受けた日数(治療実日数)に、上記金額を乗じた額をお支払いいたします。

(注)1事故につき入院日数は180日、通院治療は90日が限度。入院・通院治療日数併せても180日が限度です。

事故発生日から起算して7日が満了する日以降(つまり8日以上 of 傷害)に対して保険金をお支払いいたします(8日未満の傷害にはお支払いいたしません)。

3 お支払いできない傷害

- (1) この制度は「学校管理下外」の事故に保険金を支払うもので、「学校管理下」の事故は、お支払いの対象となりません。(児童・生徒の登下校は支払い対象に含まれます)
- (2) その他お支払いできない主な傷害
 - ① 保険契約者の故意・重過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - ④ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - ⑤ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - ⑥ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
 - ⑦ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑧ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑨ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - ⑩ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

Ⅱ PTA行事の場合の傷害保険金

1 お支払いする場合

PTA管理下でPTAが主催または共催する諸行事に参加（PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます）している間の、**急激かつ偶然な外来の事故**により被保険者（保険の対象となる方）(※2)がケガ(※3)をした場合に保険金をお支払いします。

例えば、国内において開催される、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

(※2) 被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。

- ①PTA会員およびその学校に通学される児童・生徒
- ②PTA会員の同居の親族の方
- ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

(※3) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべきケガは保険金お支払いの対象となりません。

2 お支払い額

(1) 死亡保険金・後遺傷害保険金

(PTA会員)…300万円 (児童・生徒)…365万円

※ただし事故日から180日以内の死亡

※児童・生徒についてはPTA団体傷害保険(学校管理下外特約付帯)からの支払いもあるため365万円の補償となります。

※事故日から180日以内に後遺傷害が生じたときは、その程度に応じP.12~P.15の後遺傷害等級表により所定の金額をお支払いします。(181日目以降の医師の証明が必要。)

(2) 傷害治療保険金

[入院治療を受けたとき]

① 入院治療1日につき

(PTA会員)…3,000円

(児童・生徒)…3,900円(※)

※事故日から180日が限度

② 手術を受けられた時

(PTA会員)…15,000円~30,000円(その手術の種類に応じて)

(児童・生徒)…19,500円~39,000円(その手術の種類に応じて) (※)

[通院治療を受けられた時]

① 通院治療1日につき

(PTA会員)…2,000円

(児童・生徒)…2,600円(※)

※事故日から180日以内の治療につき90日が限度

(※) 治療期間が7日以内の場合は、学校契約団体傷害(管理下外特約)からの支払いがないため、児童・生徒についてもPTA会員と同一のお支払い金額となります。

3 お支払いできない傷害

- (1) この制度はPTA会員の往復途上中を含むPTA活動中の事故（傷害・死亡）を対象としており、PTA活動以外での事故にはお支払いいたしません。
- (2) その他お支払いできない主な傷害
 - ① 保険契約者の故意・重過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - ④ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - ⑤ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - ⑥ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
 - ⑦ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑧ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑨ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - ⑩ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

Ⅲ PTA主催行事における管理者賠償補償

1 お支払いする場合

PTA管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

① PTA活動の遂行に伴う賠償責任

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊によりPTAが負担する法律上の賠償責任

② 保管物に係わる賠償責任

PTA会員および児童・生徒が、保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、PTAが負担する法律上の賠償責任

2 お支払いする補償の種類

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用(訴訟になった際の弁護士費用、訴訟費用等)
- ③ 損害防止軽減費用
- ④ 緊急措置費用(損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用等)
- ⑤ 協力費用

3 お支払いする事故例

- ① PTAが開催した講演会で、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人がでた。
- ② PTA主催の野球大会で、案内板の設置ミスにより、案内板が突然倒れてきたため見物人がケガをした。
- ③ PTA主催のバーベキュー大会用にPTAが借りていた調理用具をPTA会員が誤って川に流し、紛失してしまった

4 お支払いできない主な場合

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車もしくは原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任
- ⑤ PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任

5 お支払い限度額

PTA諸行事に伴う賠償限度額	借用物に対する賠償限度額
対人賠償 1名につき 1億円 1事故につき 10億円	1事故につき 10万円
対物賠償 1事故 500万円 (免責金額はいずれも1事故につき1,000万円)	補償期間1年間につき 500万円 (免責金額は1事故につき5,000円)

— 保険金請求手続き —

I. 児童・生徒及びPTA会員傷害事故の場合

※ 事故が発生したら

- ① 事故が発生したら、保護者が東京海上日動（保険会社）へ電話（0120-720-110）をし、指示を受けてください。
- ② 東京海上日動の指示により、保護者が **事故発生通知書**（学校または仙台市PTA協議会ホームページ<http://www.pta-sendai.gr.jp/>より取得）に必要事項を記入し、すみやかに学校長またはPTA代表者様の確認印を学校からもらい、東京海上日動に保護者が直接郵送してください。
- ③ 後日保護者が指定した口座に保険金が支払われます。

※ 上記 事故発生通知書に加え、下記必要書類の提出をお願いします。

- ① 保険金請求書……東京海上日動よりお送りする保険金請求書に必要事項を記入の上、ご提出下さい。
 - 金額が30万円以上の場合には、別紙診断書により治療を受けた医師の証明をもらって下さい。
（原本を他に使用する場合はコピーでも差し支えありません。）
 - 金額が30万円未満の場合には、保険金請求書表面の入通院申告欄に保護者が記入して下さい。
（診察券を添付すること。領収証のコピーでもよい。）

※手術保険金を請求される場合は、手術内容が確認できる書類（手術同意書等）をご提出下さい。
- ② 交通事故証明書……交通事故（自転車事故含む）の場合には、必ず警察への届け出が必要です。警察の証明書をご提出下さい。
- ③ PTA行事案内書……必要に応じてPTA主催または共催する行事に参加中の事故の場合は、その行事を証明する文書の提出をお願いすることがあります。
- ④ 死 亡 の 場 合……請求書のほかに、死亡診断書、事故証明書、本人の出生から死亡までの戸籍謄本、所定の委任状、印鑑証明書等が必要です。

Ⅱ 加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故の場合

1 PTA管理者賠償責任の場合

(1) 事故の解決と支払関係

① 事故発生時の手続き

傷害事故の場合と異なり、PTA行事中に事故が発生した場合、その原因が当該PTAの管理上の過失によるものであることが、お支払いの要件となります。

したがって、事故が発生した場合には、直ちに書面又は電話等で、事故状況などを詳しく東京海上日動にご連絡ください。それによって必要な書類をお届けします。また、事故発生現場の写真を撮影し、状況を保存しておいてください。

② 賠償事故の解決

本保険では、保険会社は示談代行を致しません。 示談は賠償事故の当事者間にて実施頂きます。示談金額を決定する場合には、必ず事前に東京海上日動にご連絡ください。

③ 賠償金の請求

賠償金額が確定後（示談成立後）下記必要書類を整え、証拠写真を添えて東京海上日動宛にご提出ください。支払額が確定次第、請求書に記載されたご指定の口座に東京海上日動より賠償金が振り込まれます。

(2) 必要書類

① 請求書

所定の請求書に単位PTAの支払金振込口座等の必要事項を記入の上、東京海上日動へご提出ください。

② 事故証明書

借用物の盗難、火災など官公署（警察、消防等）に届出のある場合は、所轄官公署発行の証明書をご提出ください。

③ PTA活動中事故証明

所定の用紙に、事故の状況、PTA代表者名、捺印、および窓口となる方の氏名・住所、日中連絡先をもれなく記載してください。

④ 示談書

被害者に対しての賠償責任の範囲と賠償額を決定させるため、PTAと被害者との間で示談を交わしていただき、その証として示談書を作成していただきます。

⑤ 損害を立証する書類および写真

事故現場の全景写真及び破損個所が分かる写真等を手配願います。

また、事故の態様により立証する書類が異なりますので、東京海上日動へご相談ください。

後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの 100% (2) 咀嚼しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとし、以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06以下になったもの (2) 咀嚼しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%

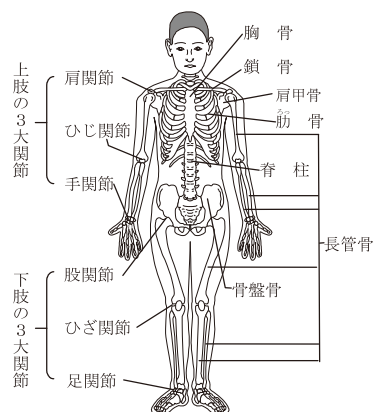
等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第6級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第 1 の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾こう丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	34%

等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第9級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

等級	後 遺 障 害	保険金分割割合
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの (11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



事故発生通知書

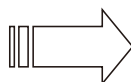
※事故発生通知書は、市P協ホームページからもダウンロードできますのでご活用願います。

《事故発生内容ごとに使用する事故発生通知書は以下の通りとなります》

事故内容

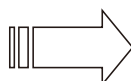
使用する事故発生通知書

学校の管理下外に児童・生徒が障害を被った場合、または障害による死亡した場合



傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書①

PTA活動中に保護者・教職員・児童・生徒が傷害を被った場合、または傷害により死亡した場合



傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書②

※PTA活動中の第三者への賠償事故に関わる事故通知は「傷害発生通知書③PTA団体賠償責任保険事故証明書」を使用します。

傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書①

学校契約団体傷害保険特約
被保険者証明書 兼 学校管理下外事故証明書

※学校管理下とは次の場合をいいます。

学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ担保)

第2条(学校の管理下)

第1条(保険金を支払う場合)の「学校(*1)の管理下」とは、下表に掲げる間を言います。

①	学校(*1)の授業(*2)中
②	在校(*3)中。ただし、学校施設(*4)内にいることについて、校長が一般的に承認している場合に 限ります。
③	教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事(*5)への参加中

(*1)保険証券記載の学校を言います。

(*2)正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

(*3)授業(*2)開始前、授業(*2)と授業(*2)の間または授業(*2)終了後において、学校施設(*4)内にいること
を言います。

(*4)学校(*1)が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、児童、生徒または学生が居住して
いる寄宿舎、合宿所等を除きます。

(*5)学校(*1)の教職員が引率するものに限ります。

東京海上日動火災保険株式会社 宛

保護者様記入欄

傷害保険	被保険者 (負傷者)	氏名			
		学校・学年	学校	学年	
	傷病名				

事故発生状況	事故日時	年	月	日	午前	午後	時	分頃
	事故場所							
	事故状況							

学校証明欄

事故証明	上記事故は、学校管理下活動中の事故ではないことを証明します。							
	年 月 日							
	(学校名) _____ 学校							
	(校長) _____ 印							

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

(*)詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

(仙台市PTA)

傷害補償制度 死亡 傷害 事故発生通知書 ②

(PTA活動中の 児童生徒・保護者・教職員の傷害用)

通知日 年 月 日

学 校 名		PTA		代表 者印
担 当 者		代表者名		

下記のとおり、傷害事故が発生しましたので、ご通知いたします。下記の者は本校PTA会員であり、下記PTA行事に参加中、傷害を被ったことを証明します。下記の者は(該当に必ず☒)

- ☐ 上記学校(年 組)に在籍する児童・生徒であることを証明します。
☐ PTA会員・またはPTA会員の同居の親族であることを証明します。
☐ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者(教職員含む)であることを証明します。

記

(フリガナ)					
おケガをされた方 該当するものに○ (児童生徒・同居の親族・教職員・その他)		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
郵便番号 住 所	〒				
日中連絡先(電話番号)	① () ② ()				

事 故 日	年	月	日	曜日	午前・午後	時	分頃
事故発生場所							
事故状況							
行 事 名							
開 催 日	年	月	日				
主催／共催	主 催 :			共 催 :			

◎PTA主催行事、または共催行事の案内書(チラシ等)がある場合は保険会社に提出願います。

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

(*)詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

P T A 団体賠償責任保険 事故証明書

<個人情報の利用目的>

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

(*)詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

記入日

年

月

日

東京海上日動火災保険株式会社 宛

団体名	
P T A 代表者名 (窓口となる方)	印
住所	
日中のご連絡先	

下記の内容が事実と相違ないことを確認し、下記の者は「被保険者」に該当することを証明いたします。

記

当事者 (賠償責任を負う方)	氏名	
	分類	※該当するものにチェック (☑) してください。 ☐ P T A ☐ P T A の児童・生徒 ☐ P T A の児童・生徒の親権者その他の法定の監督義務者
事故日時	年 月 日	午前 午後 時 分頃
事故場所		
事故状況		

代理店受領日

弊社受領日

(仙台市 P T A)